

福島県医療施設用ロボット導入促進事業実施要領

1 趣旨

この要領は、福島県医療施設用ロボット導入促進事業（以下「事業」という。）の実施に関する取扱いについて、福島県医療施設用ロボット導入促進事業補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象事業の内容

補助要綱別表の補助対象経費に記載されている「知事が別に定める医療施設用ロボット」とは、次の条件を全て満たすものとする。

- ・県内で製造・開発された医療施設用ロボットであること。
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第4項に規定する医療機器認証を受けていること。
- ・医療従事者の労働環境の改善につながるようなロボットであること。

3 補助対象経費

上記2の医療施設用ロボットの購入又はリースに要する経費（本体代金と初期導入費用。以下「補助対象経費」という。）の算定にあたっては、以下に留意すること。

- ・補助額は導入ロボット1台毎（千円未満の端数切り捨て）に算定する。
- ・初期設定経費は補助対象とする。
- ・送料、保守費用、消耗品及びオプション品は、補助対象外とする。

4 所要額調書及び実施計画書の作成及び提出

補助要綱第3条第2項（3）に定める「その他知事が必要と認める書類」は次のとおりとする。

- （1）所要額調書内訳書（補助要綱様式第2-2号）
- （2）福島県医療施設用ロボット導入促進事業実施計画書（別紙様式第1号）
- （3）見積書、カタログ等
- （4）過年度補助に係る実績報告書（補助要綱様式第9-1、9-2号）の写し

5 交付予定額の内示

県は、あらかじめ4の所要額調書内訳書及び実施計画書を審査の上、実施計画書を提出した事業者に対し、交付予定額を内示するものとする。

6 所要額精算書及び実施報告書

実績報告にあたって、要綱第10条（4）に定めるその他知事が必要と認める書類は

次のとおりとする。

- (1) 福島県医療施設用ロボット等導入促進事業実施報告書（別紙様式第2号）
- (2) 納品書、請求書、写真（写真には製造番号の分かるものを含めること）
- (3) その他必要と認める書類

7 審査業務の一部委託

県は、5の審査及び申請の募集、周知、1次審査は業者に委託するので、補助要綱第3条第3項によらず、5及び申請書及び添付書類は2部提出すること。

8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年10月25日から施行する。